

平成 27 年度第 6 回教育研究評議会議事要録

日 時：平成 27 年 10 月 22 日（木）15:30～15:55

場 所：事務局第 1 会議室

出席者：山口学長、佐藤理事、齊藤理事、小見理事、吉澤理事、中林副学長、吉田副学長、伊藤副学長、川又副学長、市橋人文社会科学研究科長、高木教養学部長、薄井経済学部長、細渕教育学部長、坂井理工学研究科長、鈴木理学部長、重原工学部長、柳澤評議員（人文社会科学研究科）、薄井評議員（教育学部）、堀尾評議員（理工学研究科）

同 席：佐藤監事、尾崎監事

◎ 前回議事要録の確認

議事に先立ち、高都総務課係員から、平成 27 年度第 5 回教育研究評議会議事要録の説明があり、了承された。

【報告事項】

1. 大学間及び部局間交流協定の締結状況について
中林副学長から、配付資料 2 に基づき、本学と各大学との大学間・部局間交流協定を新規締結・更新した旨報告があった。

【審議事項】

1. クォーター制実施について
齊藤理事から、配付資料 3 に基づき、クォーター制の導入について説明があった後、以下の趣旨による学則の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。
 - ・本学において 4 学期制を導入するための学則の一部改正。
2. 国立大学法人埼玉大学クロスアポイントメント制度に関する規則の制定について
小見理事から、配付資料 4 に基づき、以下の趣旨による規則の制定について説明があり、審議の結果、了承された。
 - ・国内外から優れた人材を確保し、本学における教育、研究及び産学連携活動を推進するため、他機関との協定書に基づき、本学の教員が、教員の身分を保有したまま当該他機関の職員等として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行う(ただし、兼業によるものを除く。)又は他機関の職員等が、当該他機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うクロスアポイントメント制度を導入するための規則の制定。

<次回日程>

11月26日(木) 15:00~